

本水第1171号
平成31年2月1日

本巢市水道事業運営審議会長 様

本巢市長 藤原 勉

本巢市水道ビジョンの策定について（諮問）

このことについて、本巢市水道事業運営審議会条例（平成16年条例第148号）第1条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

- ・本巢市水道ビジョンの策定について

2 諮問の趣旨

全国的な少子高齢化の進展、生活様式の変化や節水機器などの普及による水需要の停滞、東日本大震災をはじめとする大規模災害など、水道を取り巻く環境が著しく変化しています。このような状況の中、水道を取り巻く環境の変化と課題に対応するため、平成25年に国（厚生労働省）は「新水道ビジョン」を公表し、全国の水道事業体に対して長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業のマスタープランである「水道ビジョン」の策定を求めています。

本市においては、平成27年に簡易水道事業を上水道事業に統合し、安全・安心な給水の確保と安定的な水道事業の運営に努めてきましたが、水道の普及率が一定水準に達しており、水道料金収入の増加は期待できない状況となっています。また、施設の整備は、企業債を主な財源として更新・改良などの事業を進めている状況ですが、更新需要はまだ多く、投資に多くの資金が必要となっていることから、限られた財源でいかに効率的に設備や管路の更新、耐震化を進めていくかが大きな課題となっており、将来を見据えた方針が重要であり、水道事業を安定的に維持していくための計画が必要となっています。

このため、厚生労働省の策定方針に基づき、水需要の将来見通しを踏まえ、アセットマネジメント手法を活用した更新需要及び財政収支見通しなどから解決すべき課題を整理し、事業の将来像を掲げると共に、実現するための基本方針と実現方策を定めた「本巢市水道ビジョン」を策定することとしました。

これは50年後、100年後の将来像を展望し、将来目標の設定と目標を達成するために必要な方向性及び具体的施策を示すという、今後の本市水道事業の基本となる計画であり、多角的な視点から貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

以上